

鳴門市うずっ子条例 逐条解説

鳴門市うずっ子条例 逐条解説 目次

●条例の名称	・ ・ ・ ・ ・ p. 1
●前文	・ ・ ・ ・ ・ p. 1- 2
●第1章 総則	
・ 第1条 (条例の目的)	・ ・ ・ ・ ・ p. 3
・ 第2条 (定義)	・ ・ ・ ・ ・ p. 3- 4
・ 第3条 (基本理念)	・ ・ ・ ・ ・ p. 5
●第2章 地域社会の役割と責務	
・ 第4条 (市の役割と責務)	・ ・ ・ ・ ・ p. 6
・ 第5条 (保護者の役割)	・ ・ ・ ・ ・ p. 7
・ 第6条 (地域住民等の役割)	・ ・ ・ ・ ・ p. 7- 8
・ 第7条 (育ち学ぶ施設の役割)	・ ・ ・ ・ ・ p. 8
・ 第8条 (事業者等の役割)	・ ・ ・ ・ ・ p. 8- 9
●第3章 施策の方向性	
・ 第9条 (子ども及び子育てへの支援)	・ ・ ・ ・ ・ p.10-11
・ 第10条 (特別な支援が必要な子どもへの支援)	・ ・ ・ ・ ・ p.11-12
・ 第11条 (支援が必要な家庭の子どもへの支援)	・ ・ ・ ・ ・ p.12
・ 第12条 (虐待の予防等に関する取組)	・ ・ ・ ・ ・ p.13
・ 第13条 (不登校及びひきこもりへの対応)	・ ・ ・ ・ ・ p.13
・ 第14条 (子どもの居場所の確保)	・ ・ ・ ・ ・ p.14
・ 第15条 (いじめ及び体罰の防止等に関する取組)	・ ・ ・ ・ ・ p.14
・ 第16条 (相談体制の強化)	・ ・ ・ ・ ・ p.15
・ 第17条 (大学等との連携)	・ ・ ・ ・ ・ p.16
●第4章 施策の推進	
・ 第18条 (子どもの参加)	・ ・ ・ ・ ・ p.17
・ 第19条 (計画の推進)	・ ・ ・ ・ ・ p.18
・ 第20条 (推進体制等)	・ ・ ・ ・ ・ p.18
・ 第21条 (広報及び啓発)	・ ・ ・ ・ ・ p.19
●第5章 雑則	
・ 第22条 (委任)	・ ・ ・ ・ ・ p.19

●条例の名称

鳴門市うずっ子条例

【解説】

この条例は、子どもたちのことを第一に考える鳴門市の実現のために制定しました。

子どもの権利を尊重し、子どもを守ること、子どもの成長と子育てを支援すること、そのために鳴門市に関係する人たちが、やるべきことを、この条例で定めています。

条例名にある「うずっ子」とは、渦潮のあるまち鳴門市で、生活したり学んだりしている子どものことです。子どもたちの笑顔渦巻く鳴門市となるように、との願いが込められています。そして、子どもたちが自分たちのための条例であるとわかるように、またシンプルで、わかりやすく親しんでもらうために、この条例名になりました。

●前文

子どもは、私たちの希望であり、一人ひとりが未来を担うかけがえのない存在であり、人種、国籍、性、出身、考え方、心身の障がい等にかかわらず、あらゆる差別や暴力を受けることなく、また、自己肯定感や自尊感情を損なうことなく、生まれながらにして持っている健やかに成長し、幸せに生きる権利が最大限尊重されなくてはなりません。

また、子どもは住む場所や食べ物があり、命が守られ、学び、遊び、持って生まれた能力を十分に伸ばし、暴力、搾取、有害な労働等から守られ、自由に意見を表し、様々な活動に参加する権利を持ちます。

私たちは、子どもが生まれる前から大人になるまで誰一人取り残すことなく、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況で苦しんでいる子どもがいない社会の実現のため、子どもが声を出せるよう耳を傾け、寄り添い、意見を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考えます。

そして、子どもの保護者が孤独や不安を感じることなく、子どもにとって最善の子育てができるよう、私たちは、お互いに協力し、それぞれの役割で子育てを支援します。

未来に残したい、渦潮を始めとする豊かな自然やドイツ兵捕虜との友愛の歴史、四国遍路のお接待の伝統がある鳴門市で、すべての子どもがいつも笑顔でいられるよう、そして、すべての保護者が子育てを楽しみ、子どもたちの未来のために、まちぐるみでお互いに助け合えるよう、この条例を制定します。

【解説】

この前文は、この条例を制定する前提やその趣旨、基本的な考え方や目指すべき方向性を定めています。

まず初めに、子どものあるべき姿について記載しています。そして、この条例では、すべての子どもが自分の意見や考え、直面している問題などを伝えられる環境をつくり、子どもの声を聴くこと、子どもの意見を尊重すること、大人の事情ではなく子どもにとって最も善いと考えられることを優先する意思を示しています。

また、子ども自身に加えて、子育てする人たちにも寄り添い、様々な分野の人や団体が、それぞれの役割と責任を自覚し協力していく意思を示しています。

我が国の憲法では、第11条で基本的人権について、第13条で個人の尊重と生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利について書かれていますが、これらは、当然子どもであっても生まれ

ながらに持っているものです。大人に比べて身体的、社会的に力が弱い子どものこうした権利を守るために大人が支援していかなければいけません。

前文の1段落目について、国際連合の「児童の権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」と言います。)の前文には、「(前略)すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別も無しに(中略)すべての権利及び自由を享有することができる(後略)」と書かれており、この条例でもその内容を踏まえた内容となっています。

また、「子どもにとって最善の子育て」という文言があります。「子どもの権利条約」では、「児童の最善の利益」という文言が使われていますが、これは子どもに関することを考える際は、大人側の都合や利益ではなく、子どもにとって最も善い選択をすることと考えられます。なお、子どもはそれぞれ発達段階や個性があり、その子どもにとっての最善の利益は個人個人で異なります。そのため保護者や周りの方が、それぞれの子どもの状態を良く知ろうとする姿勢が必要です。

鳴門市では、令和4年度(2022年度)現在、「鳴門の渦潮」、「板東俘虜収容所のドイツ兵捕虜との交流に関する資料」、「四国八十八箇所の遍路参り」の3つの事柄について、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の「世界遺産」又は「世界の記憶」への登録を目指しています。これらは、鳴門市が持つ多彩で豊かな自然、文化、伝統の一つであり、次世代へと引き継いでいくべき地域の誇りと財産を示しています。

また、「すべての子どもがいつも笑顔でいられるよう」という文言があります。これは、鳴門市では平成13年(2001年)に「子どものまち宣言」を行い、その中で「子どもの笑顔が輝いていつも歓声が響くまち」と宣言されていること、また市の総合計画でも「子どもたちの笑顔と歓声が聞こえるまちなると」という政策目標が挙げられていることを踏まえています。

●第1章 総則

第1章では、鳴門市子ども条例の制定趣旨を踏まえ、この条例の目的、用語の定義、条例の柱となる基本理念を定めています。

第1条（条例の目的）

この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、鳴門市に関係する個人及び団体が地域社会全体で協力し、それぞれの役割と責任を果たすことにより子どもの権利を保障し、子どもの成長と子育てを支援することで、子どもに関する諸問題が解消され、子どもの最善の利益と心安らぐ安定した生活が守られ、子どもの意見が尊重される社会と環境の実現に寄与することを目的とします。

【解説】

本条では、この条例の内容の概要を示すとともに、制定の目的を定めています。

鳴門市に関係する人々が、子どもの権利を守り、子育てを支援するため、それぞれの役割を果たし協力しながら問題を解消していくことを明らかにしています。そして、子どもの問題が解消されることにより、子どもにとっての最善の利益と心安らぐ安定した生活が守られる鳴門市になること、また子どもの意見が尊重される鳴門市となることを目指します。

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、又は養育する者をいいます。
- (3) 地域住民等 子どもが育つ地域に居住し、通勤し、又は通学する者をいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通所し、通学し、又は入所する施設をいいます。
- (5) 事業者等 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (6) 大人 子ども以外の者をいいます。

【解説】

本条では、この条例を解釈するうえで必要な用語の定義を定めたものです。なお、ここで定めた用語の定義は、この条例において用いる定義であって、他の条例や規則等で使用されている用語の定義も、ここで定めたものと同じであるということではありません。

（第1号） 子ども

我が国の民法では、「年齢十八歳をもって、成年とする。」とされ、児童福祉法では「児童とは、満十八歳に満たない者」とされています。しかしながら、この条例は子どもの権利保障や子どもと子育てを支援することを目的としていますので、子ども・子育て支援法第6条第1項の子どもの定義と同じとなっています。また一方で、ここで定義されている時期を過ぎれば自動的に支援が無く

なるものではなく、引き続き支援を要する事例については、関係者や関係機関等の連携による支援が講じられるよう努めるものとします。

(第2号) 保護者

子どもの定義と同じく、子ども・子育て支援法第6条第2項の保護者の定義と同じです。

【参考】

子ども・子育て支援法(平成二十四年法第六十五号)

第6条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

(第3号) 地域住民等

住民票がある市民だけでなく、市外から鳴門市内の職場へ通勤している方、学校へ通学している方も大勢います。また、鳴門市において活動している事業者やコミュニティ、こうした人々や集団も、社会において様々な役割を担うべきと考えます。そのため、単に鳴門市に住民票がある方や居住されているだけではなく、実際に鳴門市を活動の現場とされている方も、この条例の対象とみなし定義しています。

(第4号) 育ち学ぶ施設

この条例では、鳴門市内に所在がある施設が対象となります。条例に記載のある施設の他、児童館、放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)も含みます。また、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する特別支援学校や高等専門学校、同法第124条に規定する高等専修学校等、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設なども含みます。

(第5号) 事業者等

市内で事業活動を行う個人又は法人の他、設立登記前の会社、法人格を有していない自治会、サークルなどの任意団体も含みます。営利を目的としないNPO法人などもこの条例の対象となります。

(第6号) 大人

この条例では高校3年生相当の年齢より上の年齢の方を大人と定義しています。現時点で子どもでもある方も、時間の経過とともに大人となり、子どもを守り支援する役割を担う立場になると考えます。

第3条（基本理念）

子ども及び子育て家庭への支援は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進するものとします。

- (1) すべての子どもが置かれている環境等にかかわらず、差別的な扱いを受けることがなく、安全・安心に生きていくことができるよう、子どもの基本的人権が尊重され、その権利が擁護されること。
- (2) すべての子どもが自らを大切に思う気持ちと他者を大切に思う心を育み、一人ひとりの個性を尊重しながら、自己肯定感とたくましく生きる力を身に付けることができるよう支援されること。
- (3) すべての子どもが発達段階に応じた学びや遊びを通じて、豊かな人間関係を育み、主体的に社会に参加することができるよう環境が整備されること。
- (4) 保護者が家庭や子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感できるよう支援されること。
- (5) 市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設及び事業者等は、現在から将来にわたって子どもが幸せに生活できる社会の実現のため、それぞれの責務や役割を果たすとともに、互いに連携し、地域社会全体で施策に取り組むこと。

【解説】

本条は、子ども及び子育て家庭への支援を地域社会全体で推進するための基本理念を定めたものです。

（第1号）

子どもの基本的人権を尊重し、擁護することについて定めています。

（第2号）

子どもの成長を支援することについて定めています。

（第3号）

子どもが社会参加できる環境を整備することについて定めています。

（第4号）

保護者の子育てを支援することについて定めています。

（第5号）

関係者の責務と役割、連携について定めています。

●第2章 地域社会の役割と責務

第2章では、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設、事業者等の、各関係者について、それぞれの役割などを定めています。

第4条（市の役割と責務）

- 1 市は、子どもを地域社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、子どもが生まれる前から大人になるまで、子どもの最善の利益が守られるよう、年齢や発達段階に応じた支援施策を切れ目なく、総合的かつ一体的に実施するものとします。
- 2 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者等が互いに情報を共有し、協力しながらそれぞれの役割を果たすことができるよう、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、必要な支援及び調整を行うものとします。

【解説】

本条は、市の役割と責務を、より明確にしたものです。他の関係者と異なる点として、市の場合には「役割」に加えて「責務」を明記し、子ども・子育て支援についてより強い責任を持つことを示しています。

（第1項）

市が国や県、関係機関などと連携することを定めています。また、「支援施策を切れ目なく、総合的かつ一体的に実施する」として、どこかの段階で抜け落ちる子どもがいないようにすることを定めています。

「子どもの最善の利益」とは、子どもの権利条約第3条に規定されています。子どもに関係のある事柄に対し、子どもの意見を尊重しながら、子どもにとって最も良いことは何かを考えることを指します。

【参考】

子どもの権利条約

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

（第2項）

様々な分野の関係者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、市が調整役としての役割を担い、必要に応じて支援していくことを定めています。また、市は支援の中で子どもや保護者、その家族などの個人情報を取り扱う際や情報の共有などを行う際は、個人情報の保護に注意を払い適切に取り扱わなければいけません。

第5条（保護者の役割）

- 1 保護者は、子育てにおける第一義的責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考えるとともに、子どもの人格を尊重し、子どもの成長や発達に応じた養育に努めるものとします。
- 2 保護者は、子どもが豊かな人間性や基本的な生活習慣を身に付けて成長することができるよう、必要な協力を周囲から得るとともに、より良い家庭環境づくりに努めるものとします。

【解説】

本条は、子育てにおける保護者の役割について定めたものです。

「第一義的責任」という文言は、児童福祉法、いじめ防止対策推進法などに出てきます。また、子ども・子育て支援法には「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」との条文があります。そして、教育基本法には「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」との条文があります。

これらは、子どもの権利条約に規定されている、「父母又は場合により法定保護者は、児童の教育及び発達についての第一義的な責任を有する。」との条文の理念が盛り込まれたものです。

（第1項）

保護者が子育てにおける「第一義的責任」があることを認識したうえで、子どもの養育を行うよう努めることを定めています。

（第2項）

子どものために周囲の人や社会からの協力を得ながら、より良い家庭環境を作るよう努めることを定めています。

第6条（地域住民等の役割）

- 1 地域住民等は、日常生活において子どもを見守り、安全・安心に子どもが生活し、保護者や家庭が子育てをすることができる地域の環境づくりに努めるものとします。
- 2 地域住民等は、子どもの成長に関して、子どもと保護者に向けた情報及び知識の共有並びに交流及び相談等の支援に努めるものとします。
- 3 地域住民等は、保護者及び育ち学ぶ施設を支えとともに、市及び地域団体（地域住民等で成り立っている団体等をいいます。）が行う子ども・子育て支援の取組に協力するよう努めるものとします。

【解説】

本条は、子どもに関する地域の環境づくりにおける地域住民等の役割について定めたものです。

（第1項）

子どもや子育てにとって安全で安心できる環境づくりに努めることを定めています。

(第2項)

保護者に対し、知識の共有、交流、相談などの支援に努めることを定めています。こうした交流や相談ではプライバシーに関わる情報の取り扱いについて注意するとともに、状況によっては行政や専門機関への連絡が必要となることも考えられます。

(第3項)

保護者等を支え、子育て支援の取り組みへの協力を努めることを定めています。

第7条（育ち学ぶ施設の役割）

- 1 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの最善の利益が守られ、子どもの年齢及び心身の発達に
応じて、子どもが主体的に育ち、学ぶことができ、それにより能力や可能性を最大限に伸ばす
ことができるよう、必要な支援を行うこととします。
- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分と他人が持つ権利を理解し、尊重し、守ることを身
に付けられるよう、支援に努めるものとします。

【解説】

本条は、子どもの成長と学びにおける育ち学ぶ施設の役割について定めたものです。

(第1項)

子どもの最善の利益が守られること、子どもの成長に必要な支援を行うことを定めています。

(第2項)

子どもが自分と他人の権利について必要なことを身に付けるための支援に努めることを定めています。

第8条（事業者等の役割）

- 1 事業者等は、子育てにおける保護者の役割を理解し、保護者が仕事と子育てを両立できる
職場環境の整備に努めるものとします。
- 2 事業者等は、地域社会の一員として、地域で行われる子どもの健やかな成長のための取組
に協力するとともに、将来の地域を担う人材の育成に努めるものとします。

【解説】

本条は、地域社会の一員として事業者等の役割について定めたものです。

(第1項)

事業者等の各組織や集団の中で、所属する方のワークライフバランスが実現される職場環境を整備するよう努めることを定めています。

(第2項)

地域を構成する関係者の一員として、子どもに関する地域の行事や取り組みなどに協力するよう努めることを定めています。また、事業者等においても主体的に将来の地域を担う人材の育成に努めることを定めています。

●第3章 施策の方向性

第3章では、条例の目的を達成するために市が行う施策の、基本的な方向性を定めています。

第9条（子ども及び子育てへの支援）

- 1 市は、性別、国籍、障がい等にかかわらず、すべての子どもとその保護者に対して、それぞれの環境や状況に応じ、安心して子育てをすることができるよう、必要な施策を講ずるものとします。
- 2 市は、子どもが生まれてから大人になるまで、切れ目のない継続した支援の施策を講ずるものとします。
- 3 市は、妊娠前から出産前まで、子どもの母親とその配偶者又はパートナー及び家族等周囲の人が安心して出産を迎えることができる環境を整えられるよう支援するものとします。
- 4 市は、小学校教育との円滑な接続を図るため、担当部局一元化等の幼保一元化をはじめ、一体的な就学前教育及び保育を推進し、幼児期からの質の高い教育及び保育が提供できるよう、必要な施策を講ずるものとします。

【解説】

本条は、市が行う子ども及び子育てへの支援について定めたものです。

（第1項）

すべての子どもと保護者を対象とするとともに、子どもや家庭の多様な状況に合わせた支援に取り組むことを定めています。

（第2項）

子どもへの支援がすべての年齢や成長段階に応じて実施され、支援が届かない子どもがいないようにすることを定めています。

（第3項）

子育て環境の整備は妊娠前から必要であることを踏まえ、妊娠前から出産までの期間についても支援に取り組むことについて定めています。妊娠・出産は母親だけの問題ではなく、配偶者、パートナー、家族や周辺の人に関心を持ち、協力するための環境づくりが必要です。

「パートナー及び家族など」の文言は、「鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を踏まえたものです。この制度は、互いをパートナー、又は家族として尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」・「ファミリーシップ関係」であることを市に対して宣誓し、市がその宣誓を受理したことを公に証明する制度です。パートナーシップの宣誓を行うことができる方は、「一方または双方の性的指向が異性愛のみでない方または性自認が戸籍上の性と異なる方」、ファミリーシップの宣誓を行うことができる方は、「未成年の子が一方または双方と同居しており、かつ、生計が同一であること」となっています。

(第4項)

担当部局の一元化をはじめとした幼保一元化の取組により小学校への円滑な接続は元より、就学前から切れ目のない質の高い教育又は保育を提供するよう市の施策を進めることを定めています。

第10条 (特別な支援が必要な子どもへの支援)

- 1 市は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱、その他の理由により特別な支援が必要な子どもが合理的な配慮を受け、健やかに育ち、学ぶことができるよう、それぞれの状況に応じて、必要な施策を講ずるものとします。
- 2 市は、特別な支援が必要な子どもが、就学前からその障がい等を早期に発見し、早期からその発達に応じた必要な支援を受けられるよう、必要な施策を講ずるものとします。

【解説】

本条は、市が行う特別な支援が必要な子どもへの支援に取り組むことについて定めたものです。

(第1項)

特別な支援が必要な子どもに対し、個々の状況を踏まえた支援施策に取り組むことについて定めています。

「特別な支援」という文言について、学校教育法第71条では「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者」と明記されています。また、子どもが他の支援が必要な状況にある可能性も考え、この条例では「その他」の文言も明記しています。

「合理的な配慮」とは、障がいのある子どもたちが社会生活で直面する困りごとや障壁をなくすために必要な変更及び調整のことです。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、様々な場面において合理的配慮の提供が義務となっています。これは、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮(「合理的配慮」)を行うことを求めています。合理的配慮は、一方的に提供するものではなく、本人や保護者の意思の尊重が大事であり、それぞれの合意形成の上で決定するものです。

(第2項)

障がいのある子どもについて、できるだけ早くその障がいを発見し、支援することを定めています。早期の支援が、子どもの発達に大きな影響を及ぼす場合もあり得るためです。

子どもの障がいや発達段階に応じた支援の必要性について、保護者の気づきの段階から専門的な支援につながるよう、障がいのある子どものライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援の提供体制の構築を図ります。

また、障がいのある子どもの健やかな育成を支援し、障がいのある子ども及びその家族に対し、身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援などの充実に努めます。

障がい児支援を推進することで、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう地域社会の実現を推進します。

第11条（支援が必要な家庭の子どもへの支援）

- 1 市は、すべての子どもが家庭環境により、自己肯定感や自尊感情等を損なうことなく健やかに育ち学ぶことができるよう、適切な養育環境が保障されるための必要な施策を講ずるものとしします。
- 2 市は、すべての子どもが本来大人が担うと想定される家事や家族の世話等により、学びや遊び等の子どもが持つべき時間や経験が奪われることがないよう、必要な施策を講ずるものとしします。

【解説】

本条は、市が行う、支援が必要な家庭の子どもへの支援について定めたものです。

（第1項）

子どもが家庭の社会・経済的背景に関わらず、自己肯定感や自尊感情等を損なうことなく健やかに育つための教育や体験の機会が奪われることなく、子どもたちにとって最適な環境で生活できるよう支援をすることを規定しています。

「子どもの貧困」と言われる問題は、経済的な困窮にとどまらず、生活習慣、健康管理、学習意欲、自己肯定感など、子どもに様々な影響を及ぼすと言われており、生まれ育った環境によって、子どもの未来が閉ざされることがないように、国や関係機関と連携を図りながら、総合的な支援に取り組むことが必要です。

また、経済的な状況以外にも悩みや問題を抱え、複合的な要因により支援を必要とする子どもや家庭は増加傾向にあります。こうした子どもたちが、自立する力を身に付けることができるような支援に取り組んでいくことを規定しています。

（第2項）

ヤングケアラーの問題について定めています。

ヤングケアラーの法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子どもとされています。例えば、障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている、家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている、アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える家族に対応している、といったことにより、年齢などに見合わない重い責任や負担を負い、本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との時間などが奪われてしまうことが問題となっており、これらの課題を解決するため、適切な支援を講ずることを規定しています。

第12条（虐待の予防等に関する取組）

- 1 市は、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者等と連携し、児童虐待の未然防止及び早期発見のために必要な施策を講ずるものとします。
- 2 市は、児童虐待を受けている子ども又はその疑いがある子どもに対して、一人ひとりに寄り添った迅速な対応を行うとともに、安全・安心の確保のために児童相談所、警察その他関係機関等との連携を強化するよう努めるものとします。

【解説】

本条は、市が行う、虐待の予防などに関する取組について定めています。そのために、多くの方が子どもに目を配り連携する仕組みを作ることが必要です。

（第1項）

児童虐待の問題を未然に防止することと、早期に発見することで、子どもの被害を最小限とする施策に取り組むことを定めています。

（第2項）

児童虐待の問題に対し、関係機関が協力し児童の被害を可能な限り無くすための対応に努めることを定めています。

第13条（不登校及びひきこもりへの対応）

市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者等と連携し、不登校及びひきこもりに関する課題の解決のために必要な施策を講ずるものとします。

【解説】

本条は、市が行う、不登校・ひきこもりへの対応について定めています。

不登校やひきこもりの子ども、あるいはそうした子どもを持つ保護者が孤立しないよう、関係者や事業者等が連携し施策に取り組むことを定めています。

「不登校」とは、文部科学省の「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校など生徒指導上の諸課題に関する調査」では、「年度間に30日以上登校しなかった児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）」と定義されています。

「ひきこもり」とは、厚生労働省の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では、「様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）」と定義されています。

第14条（子どもの居場所の確保）

市は、家庭又は育ち学ぶ施設以外に、子どもが自分らしく遊び、休息し、集い、安心して人間関係を作り合うことができる場の確保及び充実に努めるものとします。

【解説】

本条は、市が行う、子どもの居場所の確保について定めています。

子どもの孤立を防ぎ、子どもを受け入れる社会づくりのため、家庭や学校とは別に、第3の居場所を提供するよう努めることを定めています。

家庭環境にかかわらず、子どもたちが放課後などに立ち寄り、自由に過ごし、食事や学習、団らんなどの交流を通して、地域の中で安全に安心して健やかに生活できる居場所の設置と環境整備の推進を規定しています。また、こうした子どもの居場所を提供している団体などが互いに連携協力し、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設及び事業者等とも連携協力できる環境づくりに努めます。

第15条（いじめ及び体罰の防止等に関する取組）

市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係機関及び事業者等と連携し、いじめ及び体罰から子どもを守るために必要な施策を講ずるものとします。

【解説】

本条は、家庭や学校などにおけるいじめや体罰を防止するために、市が行う取り組みについて定めています。

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法では「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義されています。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

「体罰」は、学校教育法第11条で「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と明確に禁止されています。

懲戒と体罰の区別について文部科学省は、平成25年3月13日の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」の中で、「(1)教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2)(1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」と示しています。

第16条（相談体制の強化）

- 1 市は、子どもが困りごとを安心して相談できるよう、関係機関等と有機的に連携し、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、相談体制の強化に努めるものとします。
- 2 市は、保護者及び地域住民等からの子ども及び子育てに関する相談について、関係機関等と有機的に連携し、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、相談体制の強化に努めるものとします。
- 3 市は、保護者の離婚その他家庭の環境が大きく変わる場合において、子どもの利益ができる限り優先されるようその家庭の状況を把握し、特に配慮して相談に応じるよう努めるものとします。
- 4 市は、子どもの困りごとの相談に関する窓口等の情報の周知に努めるものとします。

【解説】

本条は、子どもや子育てに関する問題について、子どもや保護者、地域住民等が関係機関等に相談できる体制を強化することについて定めています。相談される内容によって、関係する機関等は多岐にわたりますが、医療、保健、福祉、教育、療育等が主に想定されます。

（第1項）

子どもが相談できる体制の強化に努めることを定めています。「有機的な連携」とは、それぞれの関係機関等が個性や特徴を生かし、相互に影響を与え関係し合うことを意味します。また、相談内容の個人情報に関係する部分は相談者の不利益とならないよう適正に管理し、相談者の子どもが安心できるようにする必要があります。

（第2項）

保護者や地域住民等が相談できる体制の強化に努めることを定めています。

（第3項）

家庭環境が大きく変わる場合においては、子どもの利益が優先されるよう配慮するよう努めることを定めています。

例えば、児童虐待やドメスティックバイオレンスが発生している場合、加害者に対する情報開示を制限しなければならないケースなどが考えられます。

（第4項）

相談の窓口を作るだけでなく、必要な人が利用できるようその存在を知ってもらえるよう努めることを定めています。

第17条（大学等との連携）

- 1 市は、大学及び研究機関等と連携することにより、教育及び保育の充実・向上を図る取組を推進します。
- 2 市は、大学及び研究機関等から研究活動又は人的資源等の協力を得て、子ども及び子育てに関する課題解決に取り組めます。

【解説】

本条は、鳴門教育大学を始めとして、教育や保育を研究する機関、組織との連携により、専門家の見地を得るとともに、学生のボランティアなどの力をもらい、よりよい子どもと子育ての環境を確保することを定めています。

鳴門市と鳴門市教育委員会、鳴門教育大学は、教育・保育の分野での連携協力体制を構築し、「鳴門市の学園都市化」を目指し、鳴門市内の保育施設・幼稚園・小中学校で様々な事業を実施しています。

●第4章 施策の推進

第4章では、条例の目的を達成するため必要な計画の策定や進捗管理などについて定めています。

第18条（子どもの参加）

- 1 市は、子どもが社会の一員として自分の意見を表明し、社会に参加する機会及び仕組みを設けるなど、子どもが意見を言いやすい環境を整備するものとし、身近な大人や仲間が代弁できる機会を設けるよう努めるものとしします。
- 2 市は、子どもの意見表明及び社会参加を促進するため、子どもの意見を尊重し、主体的な活動を支援するものとしします。
- 3 市は、子どもが地域社会の中で健やかに育つことができるよう、子どもと地域住民等との交流を促進するとともに、地域の行事等に参加する機会並びに地域の歴史、文化、伝統及び自然に触れ親しむ機会の充実に努めるものとしします。

【解説】

本条は、子どもの参加と意見表明の機会づくりについて定めています。

（第1項）

子どもの発育段階や個性、また置かれている環境によっては、意見を言うことが困難な場合も考えられます。そうした場合は、身近な大人や、自分の仲間と思える子どもが、意見を代弁できることを定めています。

（第2項）

子どもから出された意見を尊重し、子どもの主体的な活動を支援することを定めています。大人側の都合に子どもを従わせるのではなく、子どもの意見を実現していくことにより、子どもの物事に進んで取り組む姿勢や自己肯定感、社会参画意識などの醸成を目指します。

（第3項）

子どもが地域社会に参加する機会や、多様な地域住民と交流する機会を増やすよう努めることを定めています。鳴門市は歴史と伝統のある地域であり、地域の行事や習慣にもそれが現れています。こうした文化に触れることは、郷土への親しみと愛着を育てるものとなると思います。

第19条（計画の推進）

- 1 市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定により定める「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」の着実な推進を図るとともに、この条例と教育基本法（昭和22年法律第25号）第17条第2項の規定により定める「鳴門市教育振興計画」、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定により定める「鳴門市障がい児福祉計画」その他の法律及び条例の規定により定める計画等を相互に関連させ、総合的に子どもに関する施策の推進を図るものとします。
- 2 市は、子ども及び子育てに関する計画等を制定し、又は改正するとき並びに施策を実施するときは、この条例の内容を適宜確認するものとします。

【解説】

本条は、市が定める計画と、この条例の関係などについて定めています。

（第1項）

法律、条例、規則、計画などが矛盾しないようにするとともに、関係し合い、様々な取り組みをもって子どもや子育てを支援する体制をとることを定めています。

（第2項）

子ども条例の趣旨が、市の施策などに反映されているか、確認をすることを定めています。

第20条（推進体制等）

市は、子ども及び子育て家庭への支援施策を切れ目なく実施するために、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

【解説】

本条は、この条例を実効性あるものとするため、市が子ども及び子育て支援施策に必要な予算を確保するよう努めることについて定めています。

第21条（広報及び啓発）

- 1 市は、この条例について、子ども、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等及び事業者等の理解が深まるよう、広報及び啓発を行うものとします。
- 2 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等及び事業者等は、自らが行う子ども・子育て支援に関する取組について、子どもの視点及び年齢に応じた分かりやすい情報発信に努めるものとします。

【解説】

本条は、この条例の対象となる子どもと大人に条例の内容が周知され、理解されるために広報及び啓発を行うことについて定めています。

（第1項）

広報啓発する対象を明記しています。

（第2項）

この条例の主体である子どもが、この条例の内容を理解できるよう情報発信をすることを明記しています。

この条例は、「ですます調」で表記し、できるだけ平易な言葉を使うよう心掛けて作成しました。しかしながら、日常会話では使わない法令独特の言い回しや、言葉が使われていることも確かです。子どもたちが自分たちの持つ権利や受けられる支援を知ることが、この条例が制定される目的の一つですので、子どもたちに理解しやすい方法や言葉で伝えることが大切です。そのため、条例の趣旨を踏まえつつ、子どもに理解しやすい文章を作成することが求められます。

また子どもと言っても、この条例では0歳から18歳の幅広い年代が対象となります。そのため、各年代の発達状況に合わせた伝え方を考える必要があります。

●第5章 雑則

第22条（委任）

この条例に定めるもののほか、施行に必要な事項は市長が別に定めます。

【解説】

本条では、この条例に書かれていないけれども、実際に施行していくために必要となることは、市長が規則や要綱などによって別に定めることを規定しています。